

◎佐賀県条例第6号

佐賀県地域づくり基金条例の一部を改正する条例

佐賀県地域づくり基金条例（平成2年佐賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（基金の額）</u> <u>第2条 基金の額は、18億7,500万円とする。</u></p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、<u>一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより、基金に追加して積立てをすることができる。</u></p> <p>3 前項の規定により積立が行われたときは、<u>基金の額は、積立額相当額増加するものとする。</u></p>	<p><u>（積立て）</u> <u>第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。</u></p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。